

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の 汚染状況の調査命令及び報告命令	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第5条第1項	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） （土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査） 第5条 第3条第1項本文及び第8項並びに前条第2項及び第3項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第3条第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。</p> <p>○土壌汚染対策法施行令（抜粋） （土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準） 第3条 法第5条第1項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 次のいずれかに該当すること。 イ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。 ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。 ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。）であること。 二 次のいずれにも該当しないこと。 イ 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。 ロ 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地であった土地であること。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <input type="checkbox"/> 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	

別紙

○土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（土壤汚染状況調査の対象となる土地の土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準）

第28条 令第3条第1号イの環境省令で定める基準は、土壤溶出量基準とする。

2 令第3条第1号ハの環境省令で定める基準は、土壤含有量基準とする。

（地下水の水質の汚濁に係る限度）

第29条 令第3条第1号イの環境省令で定める限度は、地下水基準とする。

（地下水の利用状況等に係る要件）

第30条 令第3条第1号イの環境省令で定める要件は、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があることとする。

一 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

二 地下水を水道法第3条第2項に規定する水道事業（同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。）、同条第4項に規定する水道用水供給事業若しくは同条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

三 災害対策基本法第40条第1項の都道府県地域防災計画等に基づき、災害時において地下水を人の飲用に供するために用いるものとされている井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

四 地下水基準に適合しない地下水のゆう出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点

（実施措置に係る技術的基準）

第39条 法第7条第4項の実施措置に関する技術的基準は、次条及び第41条に定めるところによる。

（実施措置の実施の方法）

第40条 別表第6の1の項に規定する地下水の水質の測定、同表の2の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壤汚染の除去、同表の3の項に規定する遮断工封じ込め、同表の4の項に規定する不溶化、同表の7の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の8の項に規定する土壤入換え並びに同表の9の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第八に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置を講じるものとする。

一 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあつては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。

二 前号に定めるもののほか、基準不適合土壤、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために必要な措置を講ずること。

三 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合にあつては、環境大臣が定める方法により当該土壤の特定有害物質による汚染状態を調査し、把握すること。

四 要措置区域の指定に係る土壤汚染状況調査と一の土壤汚染状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあつては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

（廃棄物埋立護岸において造成された土地における実施措置）

第41条 次に掲げる基準に従い港湾法第2条第5項第9号の2に掲げる廃棄物埋立護岸において造成された土地であつて、同条第1項に規定する港湾管理者が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみなす。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準又は同法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第4号に規定する基準